# 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 特別支援学校の設置基準についての意見

東京都立あきる野学園 校長 市川 裕二

# 【意見 1】

「全ての特別支援学校に概ね共通する内容と個別の部等に応じて配慮が必要な内容を併せた~」については、特別支援学校は、複数の障害種別等を併置している学校が少なからずある。こうした学校の設置基準をどのように考えるか検討が必要である。

複数の障害をあわせ有する児童・生徒も多くいることから、平成19年の文部科学省の「特別支援教育の推進について(通知)」において、「以前の盲学校・聾学校・養護学校における取り組みを推進しつつ、様々な障害種に対応可能な体制づくりが重要」とされ、特別支援学校が一本化により、複数の障害種別等を併置する学校が設置された。現在、設置されている併置校の形態は多様である。こうした現状を踏まえた検討が必要である。

#### 参考

令和2年度全国特別支援学校長会の調査より

障害等種別					校数
視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	10
視覚	聴覚	知的	肢体		1
視覚		知的			1
視覚				病弱	1
視覚			肢体	病弱	1
	聴覚	知的	肢体	病弱	1
	聴覚	知的	肢体		2
	聴覚		肢体		1
	聴覚	知的			14
		知的	肢体	病弱	22
		知的		病弱	14
		知的	肢体		135
			肢体	病弱	30

# 【意見 2】

「特別支援学校の設置基準についても現存する特別支援学校の編成や施設については編成・施設及び設備については設置基準を適用しないという整理でよいか。」については、多くの校長から、現存する特別支援学校の教室数の不足解消のため、設置基準に期待が寄せられている。現存する特別支援学校については、設置基準を適用しないではなく、できる限り適用を図る。もしくは、特別支援学校の教室数の不足解消は引き続き重要課題として改善に取り組む必要があるなどの記述が必要である。

#### 【意見 3】

特別支援学校の施設等は、「地域の障害のある方のための文化・スポーツ活動の拠点」 「災害時の障害のある方たちの避難所」としての活用が期待されている。こうした活用 は、今後も増加すると考えている。

「災害時の障害のある方たちの避難所」については「特別支援学校施設整備指針」ふれられている。特別支援学校の施設等の文化・スポーツ活動としての活用については、「学校開放のための空間(保護者や地域住民等との連携協力の場)」としてふれられているが、障害者の文化・スポーツ活動の充実の視点で「特別支援学校施設整備指針」に加える必要があるかどうか検討が必要である。

# 参考

# 令和2年度全国特別支援学校長会の調査より

学校施設等の地域の障害のある児・者の関係する文化活動団体等への貸	12.8%
し出し	
学校施設等の地域の障害のある児・者の関係するスポーツ活動団体等へ	24.1%
の貸し出し	
地域の福祉避難所の指定	29.9%

# 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 特別支援教育を担う教員の専門性の在り方についての意見

東京都立あきる野学園 校長 市川 裕二

教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ(たたき台)(文部科学省ホームページ掲載: 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会令和2年9月24日(木曜日)会議資料)では、次のような記載がある。

# 2.個別最適な学びと協働的な学び

(1)個に応じた指導と個別最適な学びについて

「○ 子供たちの多様化かが一層進む中で、全ての子供たちに基礎的・基本的な知識・技能等を確実に修得させるためには、ICT も活用して教員の負担を抑えつつ、専門性の高い教員かより支援かが必要な児童生徒により重点的な指導を行うことなどにより効果的な指導を実現し、子供たち一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うとともに、子供たちに自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなどと自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成することつまり「指導の個別化」が必要である。

初等中等教育全体として、特別支援教育を担う教員の専門性への期待が寄せられている と考える。こうした期待に応えられるかどうかが課題となる。

資料3「特別支援教育を担う教員の専門性の在り方に関する論点(案)では

「特別支援教育を担う教員の専門性の向上」として

「特別支援学級や通級による指導の担当教員には、実際に指導に当たるうえで必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法等に関する専門性」

「特別支援学校の教員に求められる専門性」として

「特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の程度は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約4割が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たる必要がある。こうした多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教員には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力」と記載されている。

整理をすれば、こうした内容が教員の専門性であると言えるが、「準ずる教育課程ではない」知的障害特別支援学校や知的障害特別支援学級等では、教員一人一人が、学習指導要領に基づき発達や学習習得状況を把握し、障害の状態や特性を踏まえた個別の指導計画を作成し、そして、各授業等の具体的な指導目標・内容・年間指導計画、指導方法を自分で組み立てている状況であると考える。

#### 【意見】

各教員の指導に活用できる「具体的な」、発達や学習習得状況の把握ツール、知的障害(発達障害を含む)の特性に応じた指導方法、学習指導要領の内容を踏まえた教科用図書、教材等の「公的な提供(文部科学省・教育委員会)」を行い、それらを使いこなせる専門性が、特別支援教育を担う教員の専門性になるのではないか。

特段、教科用図書の内容充実は教員の指導充実に欠かせない。また、把握ツールや教材は、 文部科学省や教育委員会が作成したものが、学校は使用しやすい、また、使用の継続が保証 される。

#### (例えば)

現行の特別支援学校の学習指導要領は、小・中学校との連続性を重視していることから、 知的障害教育における教科学習の充実として、

- ○特別支援学校学習指導要領の知的障害教育に記載された各教科の指導目標等に準拠した 学習習得把握ツールの作成
- ○現在、文部科学省著作教科書は、国語、算数・数学、音楽のみ作成されているが、全教科 の作成
- ○障害のある児童生徒の学習を推進する ICT を活用した教材の開発
- ○知的障害特別支援学校や知的障害特別支援学級における教科学習の充実のためのモデル 事業等の推進(年間指導計画や指導方法の具体例の開発)
- ○発達障害の児童生徒の教科学習を支援する具体的な指導方法の開発と教材や教具の公的 提供の充実(必要なら教科用図書の開発と提供)